＜様式 1＞

平成 26 年 5 月 8日

国土交通大臣　　殿

地域型住宅ブランド化事業　適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実に相違ありません。

地域型住宅の名称：　日本まんなか湖国の家　2014

グループの名称：　一般社団法人 滋賀県木造住宅協会

直近採択グループ番号：　03　－　0377　－　0308

（平成26年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません）

（グループ代表者）

代表者名：	根縫　徹也　　代表者印
代表者所属先：	有限会社　ネヌケン
代表者構成員番号：	Ⅳ-15
代表者住所：	甲賀市土山町青土961
電話番号：	0748-66-0691

（グループ事務局）

事務局事業者名：	株式会社　八興
事務局構成員番号：	Ⅲ-13
事務局担当者名：	横田　彩奈　　印
事務局郵便番号：	523-0015
事務局住所：	近江八幡市上田町175
事務局電話番号：	0748-37-7185
事務局FAX：	0748-37-6982
事務局担当者E-mail：	yokota@hakko-gr.co.jp

※　過去に採択されたグループは、最終的に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点が分かるように（文字の色を変更する、下線を引く等）記載して下さい。

＜地域型住宅の生産体制＞　　＜様式2－1＞

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称（必須）	日本まんなか湖国の家　2014	
2. グループの名称（必須）	一般社団法人 滋賀県木造住宅協会	
3. 地域型住宅供給対象地域（必須）	滋賀県	
4. 結成年月（必須）	平成22年8月27日	
5. グループ代表者名（必須）	根縫　徹也	
6. グループ代表者の所属先（必須）	有限会社　ネヌケン	注1
7. グループ代表者の構成員番号（必須）	Ⅳ-15	
8. グループ代表者所在地（必須）	甲賀市土山町青土961	
9. グループ代表者電話番号（必須）	0748-66-0691	
10. グループ事務局事業者名（必須）	株式会社　八興	
11. グループ事務局の構成員番号（必須）	Ⅲ-13	
12. グループ事務局担当者名（必須）	横田　彩奈	
13. グループ事務局郵便番号（必須）	523-0015	注2
14. グループ事務局所在地（必須）	近江八幡市上田町175	
15. グループ事務局電話番号（必須）	0748-37-7185	注3
16. グループ事務局FAX番号（必須）	0748-37-6982	注3
17. グループ事務局担当者E-mail（必須）	yokota@hakko-gr.co.jp	

（構成員数）　※様式2－2の各シートからリンクする為、入力は必要ありません。	
Ⅰ. 原木供給	14
Ⅱ. 製材・集成材製造・合板製造	23
Ⅲ. 建材流通（木材を扱わない事業者を除く）	21
Ⅳ. プレカット	2
Ⅴ. 設計	19
Ⅵ. 施工	47
Ⅶ. 木材を扱わない流通	0
Ⅷ. Ⅰ～Ⅶ以外の業種	2

	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
A. 使用する地域材に関する事項　（必須） ※地域材の種類が5種類を超える場合は<様式3-3その他>に記入してください。	合法木材	国内	合法木材証明制度

B. 平成26年度における地域型住宅の供給予定戸数等　（必須）	地域型住宅の供給予定戸数 50 戸 うち経験工務店による長期優良住宅 35 戸 うち未経験工務店による長期優良住宅 15 戸	（左記の根拠、様式2－2に記載した実績との関係等） 本補助金の活用により、長期優良住宅の受注に集中的に取り組み、昨年の反省を生かすことで長期優良住宅の供給予定戸数を50戸と設定。
	地域型住宅による地域材使用予定量 1130 ㎥ うち長期優良住宅分 750 ㎥	（左記の根拠、様式2－2に記載した実績との関係等） 地域型住宅には主要構造材に関しては50%以上の国産合法木材を利用していることから左記地域材使用予定量を設定。
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール　（必須）	基本は施工グループが事務局に提出する長期優良住宅認定通知書およびエントリーシートの先着順とする。ただし、長期優良住宅未経験施工構成員向けにチャレンジ枠を設け長期優良住宅普及促進を図る。	

D. 平成25年度の執行状況 （H25年度採択グループのみ必須）	採択戸数　注4	交付申請戸数	完了実績見込み	
			竣工済	竣工予定
	37 戸	20 戸	2 戸	18 戸

注1）代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。 例：株式会社〇〇（株）×
注2）郵便番号は、ハイフンありで半角入力　例：123-4567
注3）電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力　例：0123456789
注4）採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。

＜様式 2-2・Ⅰ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　　Ⅰ．原木供給

グループ構成員に原木供給業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて原木供給業者を含まないことがある場合、その理由
海外の事業者にあっては、必要とされる本社の念書の入手が不可能であったため登録を行っていない。この為、製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の照明によって代替する。

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅰ．原木供給					構成員数: 14
23	Ⅰ	－	1	愛知県森林組合連合会	名古屋市中区丸の内三丁目5番16号
38	Ⅰ	－	2	いしづち森林組合	西条市大町1211番地
24	Ⅰ	－	3	ウッドピア市売協同組合	松阪市木の郷町11番地
29	Ⅰ	－	4	桜井木材協同組合	桜井市桜井281番地の7
25	Ⅰ	－	5	滋賀中央森林組合	甲賀市水口町鹿深3－39
25	Ⅰ	－	6	有限会社　滝沢材木店	長浜市鳥羽上町848
23	Ⅰ	－	7	東栄町森林組合	北設楽郡東栄町大字本郷字南万場14番地の1
21	Ⅰ	－	8	東濃ヒノキ白川市場協同組合	加茂郡白川町三川1399番地の3
29	Ⅰ	－	9	西垣林業　株式会社	桜井市戒重137
30	Ⅰ	－	10	西牟婁森林組合	田辺市鮎川597番地の101
34	Ⅰ	－	11	ひろしま木材事業協同組合	呉市広多賀谷3丁目1－1
33	Ⅰ	－	12	真庭木材市売　株式会社	真庭市富尾1
25	Ⅰ	－	13	山田木材	高島市鴨1804-3
43	Ⅰ	－	14	肥後木材　株式会社	熊本市東区平山町2986－11
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			
	Ⅰ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ．施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式４－２＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜様式 2-2・Ⅱ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅱ．製材・集成材製造・合板製造

グループ構成員に製材・集成材製造　合板製造業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて製材・集成材製造　合板製造業者を含まないことがある場合、その理由

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅱ．製材・集成材製造・合板製造					構成員数： 23
24	Ⅱ	－	1	グリーンウッドタクミ協同組合	松阪市木の郷町12番地
33	Ⅱ	－	2	小林製材　株式会社	真庭市開田341
38	Ⅱ	－	3	株式会社　サイプレス・スナダヤ	西条市小松町新屋敷甲1171番地1
25	Ⅱ	－	4	三栄木工　株式会社	高島市新旭町安井川60番地3
25	Ⅱ	－	5	滋賀中央森林組合	甲賀市水口町鹿深3－39
23	Ⅱ	－	6	昭典木材　株式会社	新城氏下吉田字紺屋平15－1
25	Ⅱ	－	7	白川製材　有限会社	甲賀市土山町前野138番地
30	Ⅱ	－	8	株式会社　伸栄木材	西牟婁郡上富田町岡2番地
25	Ⅱ	－	9	有限会社　滝沢材木店	長浜市鳥羽上町848
34	Ⅱ	－	10	中国木材　株式会社	呉市広多賀谷3－1－1
29	Ⅱ	－	11	鳥頭尾木材	桜井市阿部木材団地1丁目7－19
29	Ⅱ	－	12	ヌクイ木材　株式会社	桜井市箸中820－1
23	Ⅱ	－	13	株式会社　杉生	新城氏矢部宇土取10-2
25	Ⅱ	－	14	松本木材	東近江市五個荘新堂町100
21	Ⅱ	－	15	株式会社　丸七ヒダ川ウッド	加茂郡七宗町中麻生781-3
25	Ⅱ	－	16	株式会社　マルト	犬上郡多賀町佐目725－2
25	Ⅱ	－	17	丸和産業　株式会社	東近江市上平木町2396番地1
33	Ⅱ	－	18	銘建工業　株式会社	真庭市勝山1209
38	Ⅱ	－	19	八幡浜官材協同組合	大洲市成能字大地原甲510番5
33	Ⅱ	－	20	山下木材　株式会社	真庭市富尾218
25	Ⅱ	－	21	山田木材	高島市鴨1804-3
25	Ⅱ	－	22	有限会社　山本材木店	湖南市西寺二丁目4-13
43	Ⅱ	－	23	ランバーやまと協業組合	上益城郡山都町杉木字竹ノ脇474番地の1
	Ⅱ	－			
	Ⅱ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ．施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。

※）行が不足する場合は、＜業者多数版＞の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式4－2＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜様式 2-2･Ⅳ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅳ．プレカット

グループ構成員にプレカット事業者を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいてプレカット事業者を含まないことがある場合、その理由
一部、施工グループの構成員においては、手刻みによる加工を行う為、地域材の流れの中で、製材･集成材･合板グループから直接購入を行う場合がある。

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅳ.				プレカット	構成員数: 2
23	Ⅳ	－	1	大森木材　株式会社	新城市一鍬田字道目記1番18
25	Ⅳ	－	2	ポラテック西日本　株式会社	甲賀市甲賀町隠岐2403番地17
	Ⅳ	－	3		
	Ⅳ	－	4		
	Ⅳ	－	5		
	Ⅳ	－	6		
	Ⅳ	－	7		
	Ⅳ	－	8		
	Ⅳ	－	9		
	Ⅳ	－	10		
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			
	Ⅳ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ･･･）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式4－2＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜様式 2-2・Ⅲ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅲ．建材流通（木材を扱わない事業者を除く）

グループ構成員に建材流通事業者（木材を扱わない事業者を除く）を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給のルートにおいて建材流通事業者（木材を扱わない事業者を除く）を含まないことがある場合、その理由
製材業者から直接仕入れを行うなど、地域型住宅の特性に応じ、一部流通グループを介さずに、地域材の調達を行う場合がある。 （Ⅳに所属するプレカットグループからに流通となる場合がある）

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅲ．	建材流通（木材を扱わない事業者を除く）				構成員数： 21
23	Ⅲ	－	1	株式会社　市売木材	海部郡飛島村木場1-17
25	Ⅲ	－	2	内保製材　株式会社	長浜市内保町1032
24	Ⅲ	－	3	ケーアンドケーコヤマ　株式会社	四日市市末永町５－１２
25	Ⅲ	－	4	京彦木材　株式会社	野洲市堤296番地の2
25	Ⅲ	－	5	甲賀木材工業　有限会社	甲賀市甲賀町大原市場806番地
25	Ⅲ	－	6	株式会社　材栄	長浜市八幡東町420
25	Ⅲ	－	7	三栄木工　株式会社	高島市新旭町安井川60番地3
25	Ⅲ	－	8	株式会社　滋賀ナイス	蒲生郡日野町大字北畑570番地1
25	Ⅲ	－	9	白川製材　有限会社	甲賀市土山町前野138番地
23	Ⅲ	－	10	株式会社　杉生	新城氏矢部宇土取10-2
25	Ⅲ	－	11	有限会社　高木製材所	東近江市市辺町2389番地3
25	Ⅲ	－	12	有限会社　山本材木店	湖南市西寺二丁目4-13
25	Ⅲ	－	13	株式会社　八興	近江八幡市上田町175
25	Ⅲ	－	14	丸和産業　株式会社	東近江市上平木町2396番地1
25	Ⅲ	－	15	村地綜合木材　株式会社	蒲生郡竜王町大字綾戸328の3
25	Ⅲ	－	16	株式会社　モチヅキ	甲賀市甲賀町大原市場718番地
25	Ⅲ	－	17	株式会社　森川商店	守山市今宿町1丁目1-18
25	Ⅲ	－	18	森嶋住建	東近江市合戸町369番地
25	Ⅲ	－	19	株式会社　山彦	東近江市八日市東本町6番52号
25	Ⅲ	－	20	有限会社　ヨシモク	高島市新旭町熊野本327番地
25	Ⅲ	－	21	松本材木店	東近江市五個荘新堂町100
	Ⅲ	－			
	Ⅲ	－			
	Ⅲ	－			
	Ⅲ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ．施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式4－2＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜様式 2-2・Ⅴ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅴ．設計

グループ構成員に設計事業者を含まない場合、その理由

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅴ.				設計	構成員数: 19
25	Ⅴ	－	1	株式会社　久木野工務店	大津市月輪1丁目5番1号
11	Ⅴ	－	2	ポラテック　株式会社	越谷市七佐町二丁目7番地
23	Ⅴ	－	3	ポラテック西日本　株式会社	名古屋市千種区桜が丘294　第17オオタビル2階
25	Ⅴ	－	4	株式会社　マツヤ	甲賀市甲南町竜法師792
25	Ⅴ	－	5	株式会社　江成建設一級建築士事	蒲生郡竜王町大字西川701番地の1
25	Ⅴ	－	6	株式会社　安藤製材所	彦根市出町73番地
25	Ⅴ	－	7	株式会社　夏見工務店	栗東市綣一丁目19番45号
25	Ⅴ	－	8	有限会社　寺井工務店	東近江市建部日吉町628－1
25	Ⅴ	－	9	株式会社　滋賀ナイス2級建築士事	蒲生郡日野町大字北畑570番地1
25	Ⅴ	－	10	株式会社　雄夢一級建築士事務所	犬上郡多賀町八重練844－1
25	Ⅴ	－	11	株式会社　森利工務店一級建築士	野洲市冨波乙198
25	Ⅴ	－	12	テクノハウスイズミ　二級建築士事務	彦根市芹川町573番地3
25	Ⅴ	－	13	一級建築士事務所風露	大津市際川1丁目3-30-201
25	Ⅴ	－	14	株式会社　ベストハウス2級建築士事	栗東市小野1007－3
25	Ⅴ	－	15	有限会社　大治工務店	近江八幡市安土町下豊浦8216番地
25	Ⅴ	－	16	木の家設計　株式会社	蒲生郡竜王町大字綾戸328-3
25	Ⅴ	－	17	建築設計創夢	湖南市夏見1060-3
25	Ⅴ	－	18	1級建築士事務所竹田プランニング	甲賀市水口町今郷253番地2
25	Ⅴ	－	19	藤田設計	東近江市平田町764
	Ⅴ	－	20		
	Ⅴ	－	21		
	Ⅴ	－			
	Ⅴ	－			
	Ⅴ	－			
	Ⅴ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。ただし、Ⅵ.施工以外の業種について、地域型住宅の特性に応じ、グループ構成員に一部の業種を含まない場合、及び、グループにおける地域材供給ルートにおいて一部の業種を含まないことがある場合は、その根拠を、当該業種の様式2-2に記載してください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷに記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式４－２＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

<グループ構成員記入用リスト> Ⅵ. 施工-1

<様式 2-2・Ⅵ-1>

注1 注2 注3

県番号	構成員番号			事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅵ. 施工	（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上）						構成員数:	47
25	Ⅵ	－	1	株式会社 久木野工務店		5202152	大津市月輪1丁目5番1号	0775451886
25	Ⅵ	－	2	株式会社 蒲生工務店		5291531	東近江市市子川原町716－2	0748550869
25	Ⅵ	－	3	株式会社 山彦		5270025	東近江市八日市東本町6－52	0748223060
25	Ⅵ	－	4	ALL・IN 株式会社		5230001	近江八幡市金剛寺町359－1	0748388776
25	Ⅵ	－	5	株式会社 ダイコーホーム		5200106	大津市唐崎1丁目16－21	0775772755
25	Ⅵ	－	6	石神工務店		5203252	湖南市岩根363番地21	0748635512
25	Ⅵ	－	7	株式会社 ヤマタケ創建		5202531	蒲生郡竜王町山之上3276	0748571100
25	Ⅵ	－	8	株式会社 シノダ工務店		5260062	長浜市列見町274-1	0749643508
25	Ⅵ	－	9	田辺工業 株式会社		5260802	長浜市東上坂町1121番地	0749621555
25	Ⅵ	－	10	内保製材 株式会社		5260244	長浜市内保町1032	0749740161
25	Ⅵ	－	11	株式会社 イズミホーム		5220067	彦根市芹川町573番地3	0749239088
25	Ⅵ	－	12	有限会社 滝沢材木店		5260822	長浜市鳥羽上町848	0749624590
25	Ⅵ	－	13	株式会社 マルト		5220322	犬上郡多賀町佐目725－2	0749490203
25	Ⅵ	－	14	株式会社 マツヤ		5203311	甲賀市甲南町竜法師792	0748863143
25	Ⅵ	－	15	株式会社 江成建設		5202572	蒲生郡竜王町大字西川701番地の1	0748581400
25	Ⅵ	－	16	有限会社 ネヌケン		5280221	甲賀市土山町青土961番地	0748660691
25	Ⅵ	－	17	株式会社 ベストハウス		5203016	栗東市小野1007－3	0775526955
25	Ⅵ	－	18	伊串工務店 株式会社		5200241	大津市今堅田二丁目26番7号	0775710903
25	Ⅵ	－	19	株式会社 ハナデザイン		5220002	彦根市松原町3720－19	0749263987
25	Ⅵ	－	20	平木木材工業 株式会社		5280007	甲賀市水口町新城501	0748620200
25	Ⅵ	－	21	株式会社 安藤製材所		5220214	彦根市出町73番地	0749282225
25	Ⅵ	－	22	株式会社 辻製材所		5280211	甲賀市土山町北土山772番地	0748661116
25	Ⅵ	－	23	株式会社 材栄		5260031	長浜市八幡東町420	0749621991
25	Ⅵ	－	24	大塚工務店 株式会社		5201142	高島市鹿ヶ瀬115	0740370125
25	Ⅵ	－	25	有限会社 大治工務店		5211311	近江八幡市安土町下豊浦8216番地	0748463464
25	Ⅵ	－	26	田中工務店		5240051	守山市三宅町824－5番地	0775821546
25	Ⅵ	－	27	有限会社 寺井工務店		5270006	東近江市建部日吉町628－1	0748221912
25	Ⅵ	－	28	株式会社 夏見工務店		5203031	栗東市綣一丁目19番45号	0775535080
25	Ⅵ	－	29	株式会社 ウッディホームミヤジマ		5260263	長浜市小室町573	0749742013
25	Ⅵ	－	30	建築工房おおすみ		5280041	甲賀市水口町虫生野1192－1	0748697655
25	Ⅵ	－	31	株式会社 駒音		5200242	大津市本堅田三丁目24番27号	0775721131
25	Ⅵ	－	32	株式会社 滋賀ナイス		5291622	蒲生郡日野町大字北畑570番地1	0748526301
25	Ⅵ	－	33	有限会社 谷永工務店		5291644	日野町大字内池523	0748522485
25	Ⅵ	－	34	八田建設 株式会社		5201121	高島市勝野202－3	0740361208
25	Ⅵ	－	35	森工務店		5291851	甲賀市信楽町長野343	0748820576
25	Ⅵ	－	36	有限会社 市川工務店		5201621	高島市今津町今津1576－2	0740222488
25	Ⅵ	－	37	上田産業 株式会社		5202304	野洲市永原1093番地	0775870081
25	Ⅵ	－	38	株式会社 縁技建		5201532	高島市新旭町熊野本163番地3	0740254193

<グループ構成員記入用リスト> Ⅵ. 施工-1

<様式 2-2・Ⅵ-1>

注1　注2　注3

県番号	構成員番号			事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
Ⅵ.	施工	（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上）					構成員数:	47
25	Ⅵ	－	39	国友工務店		5291531	東近江市市子川原町475番地	0748550913
25	Ⅵ	－	40	建築工房左近		5270232	東近江市青野町4679	0748270519
25	Ⅵ	－	41	有限会社　田邊工務店		5211331	近江八幡市安土町石寺183番地	0748463575
25	Ⅵ	－	42	株式会社　藤橋工務店		5203404	甲賀市甲賀町神保1183番地	0748884518
25	Ⅵ	－	43	株式会社　雄夢		5220351	犬上郡多賀町八重練844－1	0749481510
25	Ⅵ	－	44	株式会社　緩利		5203432	甲賀市甲賀町滝2366番地2	0748885632
25	Ⅵ	－	45	今宿工務店		5270083	東近江市柏木町355番地	0748225714
25	Ⅵ	－	46	株式会社　森利工務店		5202352	野洲市冨波乙198	0775881551
25	Ⅵ	－	47	大喜工務店		5270087	東近江市平田町764	0748220028
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						
	Ⅵ	－						

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

注2）郵便番号は、半角文字で、ハイフン付きで入力してください。（例：000-0000）

注3）電話番号は、半角文字でハイフンやかっこを入れずに入力してください。（例：00000000000）

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

※）平成25年（1月～12月）実績の大きい事業者から順に記載してください。

※）Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷ以降に記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）<様式4－1>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

<グループ構成員記入用リスト> Ⅵ. 施工-2

<様式 2-2・Ⅵ-2>

注1				注1					注4	注5	注6	注7
県番号	構成員番号			事業者名	平成25年(1月～12月)実績				補助金の活用実績	被災地に該当	省エネ講習修了済	省エネ講習受講予定
Ⅵ. 施工				（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上）	元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅		23	0	14	32
					H25年実績	直近3年平均	H25年実績	直近3年平均	○	○	○	○
25	Ⅵ	－	1	株式会社　久木野工務店	30 戸	35 戸	1 戸	3 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	2	株式会社　蒲生工務店	25 戸	23 戸	2 戸	9 戸	○			○
25	Ⅵ	－	3	株式会社　山彦	20 戸	20 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	4	ALL･IN　株式会社	20 戸	19 戸	0 戸	1 戸				○
25	Ⅵ	－	5	株式会社　ダイコ―ホーム	20 戸	20 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	6	石神工務店	18 戸	20 戸	3 戸	6 戸	○			○
25	Ⅵ	－	7	株式会社　ヤマタケ創建	17 戸	15 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	8	株式会社　シノダ工務店	18 戸	16 戸	1 戸	1 戸				○
25	Ⅵ	－	9	田辺工業　株式会社	15 戸	14 戸	1 戸	4 戸	○			○
25	Ⅵ	－	7	内保製材　株式会社	15 戸	14 戸	2 戸	4 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	10	株式会社　イズミホーム	11 戸	20 戸	4 戸	8 戸				○
25	Ⅵ	－	11	有限会社　滝沢材木店	10 戸	10 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	12	株式会社　マルト	9 戸	10 戸	0 戸	2 戸	○			○
25	Ⅵ	－	13	株式会社　マツヤ	7 戸	7 戸	2 戸	6 戸	○			○
25	Ⅵ	－	14	株式会社　江成建設	6 戸	6 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	15	有限会社　ネヌケン	6 戸	4 戸	4 戸	6 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	16	株式会社　ベストハウス	6 戸	6 戸	3 戸	3 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	17	伊串工務店　株式会社	5 戸	5 戸	2 戸	2 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	18	株式会社　ハナデザイン	5 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	19	平木木材工業　株式会社	5 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	20	株式会社　安藤製材所	4 戸	7 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	21	株式会社　辻製材所	4 戸	4 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	22	株式会社　材栄	3 戸	5 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	23	大塚工務店　株式会社	3 戸	6 戸	2 戸	10 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	24	有限会社　大治工務店	3 戸	8 戸	2 戸	4 戸	○			○
25	Ⅵ	－	24	田中工務店	3 戸	7 戸	1 戸	2 戸				○
25	Ⅵ	－	26	有限会社　寺井工務店	3 戸	3 戸	0 戸	0 戸	○			○
25	Ⅵ	－	27	株式会社　夏見工務店	3 戸	3 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	29	株式会社　ウッディホームミヤジマ	2 戸	1 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	30	建築工房おおすみ	2 戸	3 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	31	株式会社　駒音	2 戸	4 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	32	株式会社　滋賀ナイス	2 戸	2 戸	1 戸	2 戸	○			○
25	Ⅵ	－	33	有限会社　谷永工務店	2 戸	2 戸	0 戸	1 戸	○			○
25	Ⅵ	－	34	八田建設　株式会社	2 戸	4 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	35	森工務店	2 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	－	36	有限会社　市川工務店	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	－	37	上田産業　株式会社	1 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○

<グループ構成員記入用リスト> Ⅵ. 施工-2

<様式 2-2・Ⅵ-2>

注1		注1								注4	注5	注6	注7
県番号	構成員番号				事業者名	平成25年(1月～12月)実績				補助金の活用実績	被災地に該当	省エネ講習修了済	省エネ講習受講予定
Ⅵ. 施工					(元請の年間新築住宅供給戸数が50戸未満の中小住宅生産者が5事業者以上)	元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅		23	0	14	32
						H25年実績	直近3年平均	H25年実績	直近3年平均	○	○	○	○
25	Ⅵ	-	38		株式会社 縁技建	1 戸	2 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	-	39		国友工務店	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	-	40		建築工房左近	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	-	41		有限会社 田邊工務店	1 戸	1 戸	1 戸	1 戸	○		○	
25	Ⅵ	-	42		株式会社 藤橋工務店	1 戸	2 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	-	43		株式会社 雄夢	1 戸	0 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	-	44		株式会社 緩利	1 戸	1 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	-	45		今宿工務店	0 戸	2 戸	0 戸	0 戸				○
25	Ⅵ	-	46		株式会社 森利工務店	0 戸	1 戸	0 戸	0 戸	○		○	
25	Ⅵ	-	47		大喜工務店	20 戸	20 戸	0 戸	0 戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				
						戸	戸	戸	戸				

注1) 様式2-2 Ⅵ-1のシートからリンクするため、入力は必要ありません。

注4) 過去に地域型住宅ブランド化事業や木のいえ整備促進事業等、長期優良住宅の整備に対する補助を受けたことがある場合は○を付けて下さい。なお、平成25年度地域型住宅ブランド化事業については、交付申請を行った場合でも○を付けて下さい。

注5) 「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
参照:内閣府HP(http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html)

注6) 施工に関わる者の中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の修了者がいる場合は○を付けて下さい。

注7) 施工に関わる者の中に平成26年度中に住宅の省エネルギー技術に関する講習の受講予定者がいる場合は○を付けて下さい。

※) 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上)による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※) Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成23年から25年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

※) 平成25年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。

※) Ⅰ～Ⅷ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷ以降に記載してください。

※) 行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※) <様式4－1>適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、(株)や(有)等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜様式 2-2-Ⅶ＞

＜グループ構成員記入用リスト＞　Ⅶ. 木材を扱わない流通

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅶ. 木材を扱わない流通					構成員数: 0
	Ⅶ	－	1		
	Ⅶ	－	2		
	Ⅶ	－	3		
	Ⅶ	－	4		
	Ⅶ	－	5		
	Ⅶ	－	6		
	Ⅶ	－	7		
	Ⅶ	－	8		
	Ⅶ	－	9		
	Ⅶ	－	10		
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			
	Ⅶ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅶ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷ以降に記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式4－2＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜グループ構成員記入用リスト＞

Ⅷ. Ⅰ～Ⅶ以外の業種
（畳、瓦、襖等の住宅資材の供給事業者等）

＜様式 2-2･Ⅷ＞

注1

県番号	構成員番号			事業者名	所在地
Ⅷ.					構成員数: 2
13	Ⅷ	－	1	一般社団法人　JBN	中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館 6階
13	Ⅷ	－	2	一般社団法人　全国木造建設事業協会	中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館 6階
	Ⅷ	－	3		
	Ⅷ	－	4		
	Ⅷ	－	5		
	Ⅷ	－	6		
	Ⅷ	－	7		
	Ⅷ	－	8		
	Ⅷ	－	9		
	Ⅷ	－	10		
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			
	Ⅷ	－			

注1）県番号は、県番号のワークシートを参照してください。

※）業種（Ⅰ、Ⅱ･･･）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5事業者以上）による体制としてください。10事業者以上となる場合、構成員番号を連番で追加してください。

※）Ⅰ～Ⅶ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅷ以降に記載してください。

※）行が不足する場合は、<業者多数版>の適用申請書の様式を使用してください。

※）＜様式4－2＞適用申請書記載事項確認念書の内容を正確に転記して下さい。事業者名については、（株）や（有）等の略号は用いず、正式な法人名を記入して下さい。

＜ブランド化事業のねらいに対する取り組み＞　　＜様式3-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 日本まんなか湖国の家　2014	（地域型住宅供給対象地域） 滋賀県
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 一般社団法人 滋賀県木造住宅協会	（結成年月） 平成22年8月27日
3. 過去の採択グループ番号（必須）	0 3 ― 0 3 7 7 ― 0 3 0 8	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ア. 特徴あるブランド化の目標設定　（必須）

【平成26年度における対応方針】（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

【平成25年度の取組みにおける課題】
共通ルールに許容応力度計算を採用し、構造塾を開催したが、工務店が構造計算への理解が十分に得られず、特に長期優良住宅未経験工務店の参画が鈍る結果になった。
【課題解決に向けた平成26年度の取組み】
平成26年度は、平成25年度の課題解決のためグループとして下記のことに積極的に取り組むこととする
①許容応力度計算に変え、長期優良住宅未経験工務店が取り組みやすい住まい手の光熱費を意識したトップランナー基準を義務づける
②「日本まんなか湖国の家2013」のPR用パンフレット作成することで、消費者への認知度向上を目指すことで、より多くの供給戸数を目標とする
【日本まんなか湖国の家　2014　の取組み】
滋賀県北部や山間部には豪雪地帯が広がり、中でも最北端地域は近畿地方で唯一の特別豪雪地帯に指定されている。合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された森林と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材であるびわ湖材に関しては木材生産量は減少傾向にある。歴史的町並み景観として敷地内に水路を取り込む川端（カバタ）が今も多く残っており、生活用水として大切に利用されている。また地域特産品としては日本六古窯のひとつ、信楽焼が地域文化を形成している。この地域特性への対応を前提として下記の取り組みを行う。

○ 「省エネ法住宅事業建築主の判断基準」の算定用Webプログラムを活用し、105%達成する（トップランナー基準）
○ 「日本まんなか湖国の家」構成員を介して主要構造材（柱、梁、桁、土台）の50%国産合法木材を使用を義務づける
○　キッチン、バスに節水型機器及び雨水タンクの義務付けることでの節電・省エネルギー機能をもたせた自然共生住宅
○ 地域経済への貢献と特産品のPR活動を目的として信楽焼の手洗鉢を一箇所以上／戸の取り付けを義務付ける

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等（性能や地域性等）における共通ルール　（任意）	「省エネ法住宅事業建築主の判断基準」の算定用Webプログラムを活用し、105%達成する（トップランナー基準）	算定用Webプログラムの報告書を提出
	雨水タンクを義務付ける	取り付け写真又は納品書

イ. 効率的な住宅生産体制の整備（aは必須）

【平成26年度における対応方針】　（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

a.【平成25年度の取組みにおける課題】
○ 過去2年間の実績から工務店と原木・製材・ﾌﾟﾚｶｯﾄグループにおいて新規取引が始まり、情報交換もおこなわれるようになりグループとしての連携が図られ効率的な生産体制が築きつつある。ただ、グループ全体で見てみるとまだまだ限定的なためグループ全体のさらなる連携強化を図るには構成員の中で情報交換ができる場が必要との意見が構成員からあがった。

【課題解決に向けた平成25年度の取組み】
○ 原木、製材、木材建材流通、プレカット等の構成員も仕様説明会等に積極的に参加することで情報交換、情報の共有化を図る。

【住宅の生産体制の強化に向けた取組み】
○ グループとして原木・製材・木材建材流通・ﾌﾟﾚｶｯﾄの供給体制を強化するために仕様研修会等にﾌﾟﾚｶｯﾄ業者を中心に参加してもらい情報交換・情報共有を行い、ホームページ等を活用して情報発信に努める。

b.【平成25年度の取組みにおける課題】
○ 「日本まんなか湖国の家　2013」標準の見積書を使用し、住まい手に説明を義務付けたものの見積書の内容の説明について工務店によってばらつきがでた。
【課題解決に向けた平成25年度の取組み】
○ ホームページを利用し、「日本まんなか湖国の家　2013」標準の見積書の項目を添付した施工写真を公開することで住まい手だけでなく対象となる住宅に関わる全構成員が施工状況を把握できる仕組みを導入する。
【住宅生産におけるグループの信頼向上に資する取組み】
○ 「日本まんなか湖国の家　2013」標準の見積書を使用することで住宅に携わった関係者の見える化を図り、適正な価格を提示することで住まい手の信頼向上を図る。
○ 「JBN施工管理マニュアル」をもとにグループでまとめた施工基準を順守し、ホームページにて施工写真の公開に努める。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール　（任意）	「日本まんなか湖国の家　2014」標準の見積書を原則活用し、施主への提示・説明の義務化	「重要事項確認書」において施主の押印を事務局が確認する

注1）過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。
※）過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。
※）行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

＜ブランド化事業のねらいに対する取り組み＞　　＜様式3－2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 日本まんなか湖国の家　2014	（地域型住宅供給対象地域） 滋賀県
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 一般社団法人 滋賀県木造住宅協会	（結成年月） 平成22年8月27日
3. 過去の採択グループ番号（必須）	0 3 － 0 3 7 7 － 0 3 0 8	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備　（aは必須）

【平成26年度における対応方針】（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

a.【平成25年度の取組みにおける課題】
住宅履歴に関する知識が工務店によってばらつきがあった。また、「JBN住まいの管理手帳」の説明も同様にばらつきがあった。
【課題解決に向けた平成26年度に追加する取組み】
○　住宅履歴セミナーを開催
○　「JBN住まいの管理手帳」DVDを配布し、内容説明を均一化を図る

地域型住宅の長寿命化に向けて履歴情報の蓄積し、日常の清掃とお手入れが重要であることを施主に説明することで信頼を確保する。
○　JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報として「いえもり・かるて」（情報サービス機関）に蓄積
○　指定期間（1年・3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年）の点検の実施と完了報告の義務化
○　住宅引渡時にお施主に、日常の清掃とお手入れが重要であることを「JBN住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れの仕方を説明し引渡説明確認書に施主の署名捺印をもらう

b.【平成25年度の取組みにおける課題】
○　瑕疵保険法人の「重要事項説明書」を活用でき瑕疵が発生した際の説明は均一化できたことは成果といえる。一方、、施工業者の廃業等に対しての、情報普及の仕方が消費者等にはわかりづらい状態であった。
【課題解決に向けた平成26年度に追加する取組み】
○　「日本まんなか湖国の家2014」の施主及び消費者向けの相談窓口を設けることで、情報を明確にする。

.施工業者の廃業や業態の変化に対する対応は施工事業者の選定、信頼の確保に対してグループとして以下の取組みを行う。
○　瑕疵が発生した場合の対応の手引きを作成し、住宅の引き渡し時に「重要事項説明」として説明を義務づける
○　「日本まんなか湖国の家2014」の施主及び消費者向けの相談窓口を設ける

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール　（任意）	住宅引渡時に施主に「JBN住まいの管理手帳」を使い住宅のお手入れ方法の説明を義務づける	「重要事項確認書」において施主の押印を事務局が確認する
住宅履歴情報の保存方法　（任意）	JBN維持管理計画書の提出と指定図書を住宅履歴情報として「いえもり・かるて」（情報サービス機関）に蓄積	住宅履歴預かり証の提出、蓄積図書一覧、維持管理計画書の提出

エ. グループの技術力の向上　（aは必須）

【平成26年度における対応方針】（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

a.【平成25年度の取組みにおける課題】
当グループにおいては長期優良住宅未経験の構成員が多い中、チャレンジ枠（未経験者優先枠）を使われた工務店は少なかった。事務局にて「構造塾」等の支援サポートを行ったが一部の会員への対応で全体をカバーするには至らなかったことが37戸採択中20戸の消化に終った原因と考えられる。
【課題解決に向けた平成26年度に追加する取組み】
○　グループ指定の講習会「日本まんなか湖国の家　2014」仕様研修会受講の義務づけ（年度内3回開催）
○　JBNと連携し、「JBN施工管理マニュアル」の施工技術講習会への参加の推進（年度内3回開催）
○　JBN及び全権総連主催の「長期優良住宅基本セミナー」への参加の推進（年度内1回開催）
○　昨年度、地域型住宅を建設した工務店による受注から引渡しまでのプロセスセミナー（年度内3回開催）

b.【平成26年度に新たに追加する取組み】
○　地域型住宅の施工に関わる構成員の省エネルギー施工に関する正確な技術の習得に向けて木造住宅生産体制強化推進協議会が主催している地域の省エネルギー技術講習会への参加の義務づけ
○　地域型住宅の施工に関わる大工・職人の受講の啓蒙活動に向けて、木造住宅生産体制強化推進協議会と連携しを行う

c.【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】
一昨年はCASBEEにて省エネルギー住宅への意識が高まったが昨年はHEMSと節水機器等、機器の性能のみが工務店に意識づけされ、住宅に与える影響等が不鮮明になったとの意見が構成員から問題提起された。この為、下記項目を追加する。
○　「省エネ法住宅事業建築主の判断基準」の算定用Webプログラムを活用し、105%達成する（トップランナー基準）
○　住宅事業建築主の判断基準（トップランナー基準）を理解する為に算定用Webプログラム講習会の実施

	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール　（任意）	協会指定の講習会「日本まんなか湖国の家　2014」仕様研修会受講の義務づけ	受講修了証の提出

注1）過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。
※）過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。
※）行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

＜ブランド化事業のねらいに対する取り組み＞　　＜様式３－３＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 日本まんなか湖国の家　2014	（地域型住宅供給対象地域） 滋賀県
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 一般社団法人 滋賀県木造住宅協会	（結成年月） 平成22年8月27日
3. 過去の採択グループ番号（必須）	0 3 － 0 3 7 7 － 0 3 0 8	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与　（aは必須）

【平成26年度における対応方針】（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

a.【平成25年度の取組みにおける課題と平成26年度の取組み】
地域型住宅「日本まんなか湖国の家2013」では主要構造材国産合法木材100%の共通ルールとしていたが横架材として使用する材の調達が困難となる場合があった。結果として納期、材の品質・強度を考えた場合住まい手の要望に対する対応が困難になる場面が発生した。よって平成26年度は以下の対応方針とする。
○「日本まんなか湖国の家」構成員を介して主要構造材（柱、梁、桁、土台）の50%合法木材とする
○　製材出荷時に含水率25%以下の材と証明された材を使用する

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール（必須）	主要構造材は合法木材（国産材）50%以上使用する	木拾い表

b.【使用する地域材情報のグループ構成員による共有方法】
　グループ構成員に対して採択戸数の消化状況、交付申請・実績報告・計画変更等の事務連絡情報、各申請書のダウンロード等、当協会HPの専用ページにて情報の共有できる仕組みが整っている
　○昨年同様、基本は共通ルール説明会で説明するがITに不慣れな供給業者に対してはプレカットグループと連携して記入例などのツールを活用しながら個別に説明し、情報の共有を図ることとする。ただ、事務局の問い合わせ窓口が一時的ではあるが混み合い申請遅延の恐れがあったため26年度は問い合わせ窓口の人員を1名増員して対応する。

c.【滋賀県の特産品である信楽焼きの積極的な活用】
過去2年間の取組みに信楽焼きの手洗鉢を採用したおかげで信楽焼きのイメージがたぬきだけでなくなり地域型住宅だけにとどまらず、新築・リフォーム問わず手洗鉢が採用する工務店が多く見られた。本年度において、昨年以上に滋賀県の特産品として信楽焼きが住宅に採用されるべく26年度は下記とおりとする。
○　滋賀県の特産品、信楽焼きを住宅に数多く採用されるべく、手洗鉢に限定することなく傘立、室内照明、室外照明、花器、水鉢、水琴から一種類以上採用することとする。

d.【地域の住文化　川端（カバタ）の代用】
　歴史的町並み景観として敷地内に水路を取り込む川端（カバタ）が今も多く残っており、生活用水として大切に利用されている。現状、「もったいない」と思いつつも川端がない為、生活用水として水道水を利用している。よって雨水タンクの利点を構成員に広く周知することで節水意識の向上を図る。
○　庭への水撒きは一番簡単に実行でき、多くの人が庭への水やり必要とする夏場は非常に多くの水やりを行う必要がある。「もったいない」と思いながらも 水道水を使っている現状に焦点を当て、自宅の雨水タンクから水やりをして雨水を使った場合にどれくらい、節水節約できるかシミュレーションを活用して雨水タンクの利用促進を住まい手に促す。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的活用、地域の住文化・景観・デザインへの寄与、和の住まいの推進に関する共通ルール　（任意）	滋賀県の特産品のPR活動として信楽焼商品を一種類以上の採用を義務付ける 雨水タンクを義務付ける	設置後の写真を実績報告時に提出 取り付け写真又は納品書

その他　（任意）

【平成26年度における対応方針】（過去に採択されたグループは、直近の取組みの課題とその対策も併せて記入ください）

【補足】地域材の供給の流れ及び応急仮設住宅について
○　一部、施工グループの構成員においては、手刻みによる加工を行うため、地域材の供給の流れの中で、製材・集成材・合板グループから直接購入する商流がある。
○　合法木材の一部においては、産地出荷者が多岐にわたり、原木供給者の特定が困難な場合が多く見られる。この場合は製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する。
○　（一社）全国木造建設事業協会が都道府県と応急仮設木造住宅建設に関する協定を現在まで17県と締結している。滋賀県においても災害協定締結に向け、有事の際、県と連携し、地場工務店・大工等総勢11万人の力を結集して災害復興にあたる組織編成準備中である。

注1）過去に採択されたグループは、最終的に付与されたグループ番号を記載してください。
※）過去に採択されたグループは、それぞれの項目について直近の取組みを踏まえた課題と、平成26年度における対応方針を明確に記載してください。
※）行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。
※）グループの取組に関する補足説明は様式３－３の「その他」の欄に記載して下さい。